

地方独立行政法人大阪市立工業研究所・大阪府鍍金工業組合  
包括的技術支援に関する協定書

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「甲」という）と大阪府鍍金工業組合（以下「乙」という）とは、甲が保有するめっき加工に関する知見及び技術シーズを乙及び乙の組合員に提供することを通じて、大阪の基幹産業のひとつであるめっき加工業の競争力の強化を図ることを目的とし、包括的技術支援に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

(技術相談)

第2条 甲は、乙及び乙の組合員からの技術相談に誠実に対応するものとする。

(試験・分析・研究)

第3条 甲は、乙及び乙の組合員からの試験分析依頼及び研究依頼等に誠実に対応するものとする。

(技術教育事業)

第4条 甲は、乙が行う技術教育事業の企画立案を支援するとともに、その実施にあたり甲の施設設備の使用を認めるものとする。

(研究開発事業)

第5条 甲及び乙は、国などが募集する資金による研究開発事業の提案・共同実施のための協議を行うものとする。

(支援への対価)

第6条 甲が乙及び乙の組合員に対して行う支援の内容が試験・分析・研究・機器使用に相当するとき、乙及び乙の組合員は甲が定める手数料および使用料を支払うものとする。

(協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(雑則)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、甲乙双方が誠意を持って協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙において署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 / 月 27日

甲 大阪市城東区森之宮一丁目6番50号  
地方独立行政法人大阪市立工業研究所  
理事長 中許 昌美



乙 大阪市東成区中道3丁目1番14号

大阪府鍍金工業組合

理事長 森脇 隆

